

恩給給与細則及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する頂いた御意見に対する考え方

## 【意見提出：3件】

御意見の内容	御意見に対する考え方
<p>本件の恩給給与細則第10条及び国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則第6条の改正により、法的には、支払通知書を「支払開始日前」に交付する必要がなくなると解されます。</p> <p>しかし、支払通知書を支払開始後に交付したのでは、これが還付された場合における支払差止めが時期に遅れることになり、妥当でないと思います。</p> <p>したがって、従来どおり、支払通知書は、支払開始日前に交付しなければならないこととするべきだと思います。</p>	<p>今回の改正案においては、支払通知書を交付する根拠規定が、支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）第16条に別に規定されており、重複しているため、当該省令上から削るといふものです。</p> <p>したがって、支払通知書を支払開始日後に受給者に交付するという改正ではなく、支払通知書はこれまでと同様に支払開始日前に受給者に交付されます。</p> <p>なお、この改正により支払通知書が還付された場合の支払差止めの時期は、今までより早い時期に行われることとなるため、より一層の過払防止等が可能となります。</p>
<p>恩給等は、公務員の御手盛りであり、特殊手当と同類の身勝手な制度。</p> <p>原資は、我々の血税であり、民間の感覚では到底ありえない。</p> <p>こういったムダ使いがあれば、弱者救済にまわすのが、優先順位てきに最優先です。</p>	<p>いただいた御意見につきましては、今回の意見公募の対象とは趣旨が異なるため、回答は差し控えさせていただきます。</p>
<p>改訂趣旨はごもつとも無駄に数ヶ月を余分に支出してしまう場合をあたかも容認しているような内容は早期に改善すべきものと存じます。</p> <p>国会議員は国民の代弁者であるだけで特権層ではないと思うのですが、民間の年金受</p>	<p>今回の改正は、これまで、権利者が確認されない場合であっても、3か月を経過しないと差し止めができなかったものについて、権利者が確認されない場合には、即差し止めを行い、早期に過払い防止等ができるように規定するものでありますが、権利者が確認され</p>

給制度の受給開始にかかる手続きとは全く違っていて至れりつくせりの制度を羨ましくも思います。

改訂前もそうですが、法としての表現について大きく不満を感じている点があります。国民の活動に対する期待や指針・制約等を法制化する場合の多くは、文面の末尾が例えば『差し止めなければならない』とか『差し止めてはならない』といった表現になっていて、関係する多くの国民は、法を遵守しようといった緊張感を持つようになっていると思います。

ところが今回の改訂の文面もそうですが、『差し止めることができる』といった表現になっていて、『差し止めなくても差し支えない』とも解釈されます。

このような文面では法令を遵守しようとする緊張感は生まれません。

業務としての責任を追求している部分もありませんので曖昧な法改正であると感じざるを得ません。

改正案そのものが甘さのある内容と読めますので、例え不誠実な処理がされたとしても特に問題となる筈のない表現であると指摘します。

結局、運用面では旧来と何の変化も起こらず、支出の適正化効果が出ない法改正に終わるのではないかと懸念します。

れば受給権を差し止めるものではないため、一律に、直ちに差し止める旨を規定することは適当ではなく、これまでと同様に「差し止めることができる」こととして規定したものです。したがって、御意見いただきました条文の文面につきましては、原案どおりとさせていただきます。

なお、御懸念いただいております運用面につきましては、差し止めまでの期間を削除したことによる事務処理の短縮等に、より一層努めてまいりたいと考えております。